

平成 2 2 年

第 4 回市議会定例会 議案第 1 8 号

函館市消防手数料条例の一部改正について

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 1 2 月 3 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市消防手数料条例の一部を改正する条例

函館市消防手数料条例（平成 1 2 年函館市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中	580,000円	を	530,000円	に,
	900,000円		820,000円	
	1,090,000円		990,000円	
	1,210,000円		1,100,000円	
	1,540,000円		1,400,000円	
	1,800,000円		1,640,000円	
	4,230,000円		3,850,000円	
	5,590,000円		5,090,000円	
	6,910,000円		6,290,000円	
	1,230,000円		1,120,000円	
	1,460,000円		1,330,000円	
	1,630,000円		1,480,000円	
	2,010,000円		1,830,000円	
	2,330,000円		2,120,000円	
	4,760,000円		4,330,000円	
	6,120,000円		5,570,000円	
	7,440,000円		6,770,000円	
	6,320,000円		5,750,000円	

7,970,000円
11,800,000円

7,250,000円
10,700,000円

450,000円
590,000円
770,000円
1,010,000円
1,140,000円
1,760,000円
2,000,000円
2,230,000円
540,000円
690,000円
1,040,000円
1,440,000円
1,810,000円
3,490,000円
4,280,000円
4,890,000円
10,000,000円
13,600,000円
18,700,000円

を

410,000円
540,000円
700,000円
920,000円
1,040,000円
1,600,000円
1,820,000円
2,030,000円
490,000円
630,000円
950,000円
1,310,000円
1,650,000円
3,180,000円
3,890,000円
4,450,000円
9,100,000円
12,400,000円
17,000,000円

に,

340,000円
450,000円
790,000円
1,010,000円
1,270,000円
3,110,000円

を

310,000円
410,000円
720,000円
920,000円
1,160,000円
2,830,000円

に改める。

3,810,000円
4,400,000円
2,920,000円
3,500,000円
5,260,000円

3,470,000円
4,000,000円
2,660,000円
3,190,000円
4,790,000円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にあった申請に係る手数料について適用し、同日前にあった申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可等に係る手数料の額を改定するため